平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２７１

要　望　内　容	回　　答
八　災害に強く，安心して住み続けられるまちづくりを ◆災害に強いまちづくりを ２７１　区役所の常時の防災体制を抜本的に強化し，土木事務所や消防署，保健センターなど行政区単位で各関係機関との連携を密にすること。	①　区役所・支所が地域の関係団体等と密接に連携し，地域の防災拠点としての役割を果たせるよう，平成２４年度に各区・支所に地域防災係長を新たに配置するなど，区・支所の防災力の向上に努めてまいりました。 　また，消防局や上下水道局等の関係部局も参画する地域防災係長会議の毎月開催や，行財政局防災危機管理室に兼職又は併任を命じている各局の庶務担当部長や各区・支所の地域力推進室長をメンバーとする防災危機管理室担当部長会の定期開催により，局区間の連携強化に努めております。 　こうした平常時の取組に加えて，災害時の区・支所の体制強化のため，大雨による道路通行規制等により災害対応職員の参集に支障を来すことが想定される京北出張所での京北地域在住職員による動員体制の整備などに努めており，平成２８年度に策定した「共汗で進める　新たな区政創生～京都市における区政の在り方について～」において，災害発生時における区局を越えた体制等の整備を掲げており，雨水災害や土砂災害等への取組を更に強化することとしております。 　具体的には，区・支所災害対策本部における初期活動要員を確保するため，勤務時間外及び休日における活動体制３号以上発令時に，配置人員の基準である「職員の１／２程度」が参集するまでに相当程度時間を要する区・支所において，当該区に在住する本庁職員を派遣することで，災害発生時における応援体制を構築しております。 ②　平成２６年度からは，京都市災害活動体制１号と２号との間に，建設局独自基準として「土木２号」を新設し，職員の動員・配置の前倒しを行っており，土木２号体制の発令に伴い，建設局の本庁職員を各土木事務所へ自動的に配置するとともに，京都市災害対策本部及び各区・支所対策本部にも，事前に指定した情報連絡員（リエゾン）を派遣し，関係機関との連携を強化しております。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２７１

要　望　内　容	回　　答
	③　引き続き，地域の自主防災組織等や関係機関と連携しながら，防災の取組を進めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・京都市防災マップの更新（水災害編）　　６，０２２千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２７２

要　望　内　容	回　　答
２７２食料・飲料水備蓄の拡充，自家発電機，通信情報機器の整備など災害時の防災設備機能を充実させること。最大想定避難者数分の避難所の確保を急ぐこと。	①　東日本大震災を教訓に平成２６年３月に策定した「京都市備蓄計画」において，食料の１食分から３食分への拡大，生活必需品への紙おむつや生理用品等の追加，配分対象者への在宅避難者や帰宅困難観光客の追加，避難所運営資機材の配備などの見直しを行いました。 ②　平成２９年度も引き続き「京都市備蓄計画」に定めた備蓄目標の達成に向けて，食料や飲料水，生活必需品の備蓄に努めてまいります。 　また，従来から避難所運営資機材として，非常用発電機や可搬式照明器具等の配備に加え，平成２６年度からは，新たにカセットコンロ，ガスボンベ及びワンセグ付ラジオを配備し，必要に応じて，テレビ視聴を可能とする設備（屋内用テレビアンテナ）を配備してきました。 ③　引き続き，避難所の指定拡充に取り組むとともに，新たに指定した避難所への配備を進めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・災害用備蓄物資等整備　６１，８３６千円 ・避難所運営資機材の整備　２，０００千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成２５年７月～１２月　京都市備蓄計画策定検討会を開催 平成２６年３月　京都市備蓄計画策定

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２７３

要　望　内　容	回　　答
２７３　すべての学区・町内会単位の防災計画・マップの見直しを行い，充実をさせること。	①　各学区における防災行動マニュアルの作成については，平成２９年度末までに全自主防災会において必要な全てのマニュアルの策定完了を目指し，消防職員による策定支援を進めるとともに，策定済みの自主防災会については，マニュアルに基づいた訓練，検証を行い，必要な見直しを行うこととしています。 　また，ガイドラインに基づき，防災行動マニュアルの策定と合わせて，防災マップの作成・見直しを推進しています。 ②　自主防災部（おおむね町内会単位）の防災行動マニュアルについても，従前の計画内容を確認し，必要に応じて修正するよう指導しております。 ③　平成２９年度においては，震災，水災及び土砂災害時に市民が防災行動マニュアルに基づいた適切な行動がとれるよう，避難行動等について具体的に記載できるシール等の広報媒体を新たに作成し，周知してまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・我が家の防災行動シール　９，０００千円【新規】 **（経過・これまでの取組等）** 平成２７年６月　「防災行動マニュアル作成のためのガイドライン」（冊子）を各自主防災会に配布，策定指導開始 平成２８年１２月末現在の策定状況 地震編　　１８７学区／２２７学区（全自主防災会） 水災害編　１０９学区／１８１学区（想定浸水深５０ｃｍ以上１７４自主防災会及び任意７自主防災会） 土砂災害編　３９学区／　７８学区　（土砂災害警戒・特別警戒区域がある自主防災会）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２７４

要　望　内　容	回　　答
２７４　二次災害・災害関連死を防ぐための対策を強化すること。福祉避難所は２００カ所にとどまらずさらに拡充すること。指定された施設への必要な支援を行うこと。	①　福祉避難所については，平成２８年１１月末現在，２５２箇所を指定しております。引き続き，地域バランスに配慮し，関係団体との連携の下，拡充に向けた取組を進めてまいります。 ②　福祉避難所事前指定施設への支援については，平成２６年度に，本市と一般社団法人京都市老人福祉施設協議会及び一般社団法人京都府介護福祉士会との間で，福祉避難所への介護員の派遣協力に関する協定を締結するとともに，平成２８年２月には「京都市福祉避難所備蓄計画」を策定し，事前指定施設（通所施設等）に対する公的備蓄物資の配備を順次進めるなど，人的・物的両面からの支援に取り組んでおります。 ③　また，福祉避難所の設置・運営面に関しては，平成２５年度から京都市総合防災訓練において，事前指定施設と連携した訓練を実施しており，今後も引き続き，関係団体との連携を図りながら，福祉避難所の運営の実効性の確保に努めてまいります。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２４年　４月　社会福祉施設１０７箇所を福祉避難所として事前指定 災害時における物資の提供協力に関する協定締結 ７月　地域における見守り活動促進事業に係る同意取得活動を開始 １１月　地域で見守り活動を実施する団体への名簿貸出開始 平成２５年　１月　社会福祉施設５６箇所を福祉避難所として事前指定 災害時における子どもの一時預かり等に関する協定締結 ３月　福祉避難所運営ガイドラインの策定 平成２６年　３月　社会福祉施設２７箇所を福祉避難所として事前指定 福祉避難所への介護員の派遣協力に関する協定締結 平成２７年　１月　社会福祉施設３８箇所を福祉避難所として事前指定 ２月　福祉避難所移送対象者の選定方法及び受入調整等に関する ガイドラインの策定　（次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２７４

要　望　内　容	回　　答
	３月　大学等９箇所を妊産婦等福祉避難所として事前指定 平成２８年　３月　社会福祉施設１３箇所を福祉避難所として事前指定 ９月　大学３箇所を妊産婦福祉避難所として事前指定

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２７５

要　望　内　容	回　　答
２７５　地下鉄東西線御陵駅の浸水の原因となった安祥寺川や四ノ宮川について，京都府，京阪，ＪＲと協議し早期に改修を行うこと。	①　京都府が管理する安祥寺川及び四宮川のうち，安祥寺川については，京都府に対して，浸水被害を最小限にする対策の実施を強く要望した結果，しゅんせつ等の応急対策が速やかに実施されました。 ②　また，両河川の改修については，早期に対策を講じる必要があることから，四宮川を京都府が，安祥寺川を都市基盤河川改修事業として本市が実施することとし，平成２８年度末を目途に改修の前提となる河川整備計画への両河川の追加を管理者である京都府が行っているところです。引き続き，京都府と連携し，早期の対策完了に向けて取り組んでまいります。 **（経過・これまでの取組等）** ＜京阪電鉄と連携して実施した浸水対策＞ ・安祥寺川が溢れた場合に京阪京津線に水を流入させないように，直ちに土のうを積めるよう準備 ・台風接近による警報発令時（大雨・洪水）における警戒体制の強化 ・御陵東中間ポンプ所のポンプ電源ボックス位置を冠水の恐れのない地上に移設 ・安祥寺川からの泥水流入地点付近に止水板（鉄扉）を設置 ・安祥寺川の氾濫等を即時に把握できるように，監視カメラを設置

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２７６

要　望　内　容	回　　答
２７６　排水機場の管理を直営に戻すこと。関係組織と職員体制を拡充すること。また，障害物除去，水位監視機能などを改善し，常時監視体制を確立すること。	①　排水機場の保守管理・運転監視業務については，平成２７年度から平成２９年度までの長期契約（３箇年）で京都市都市整備公社に委託していますが，排水機場稼働時には各排水機場の状況を把握するとともに，本市職員が現地に出動するなどの対応をしており，不測の事態においても適切に対応できるよう努めてまいります。 ②　平成２８年４月からは，排水機場集中監視システムの運用を開始し，ポンプの稼働状況や水位を一元的に把握するとともに，２４時間体制で監視を行うなど，監視体制を強化しております。 **（平成２９年度予算額）** ・排水機場維持管理　　２００，９２９千円 ・排水機場維持補修，耐震改修　７２３，５００千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２７７

要　望　内　容	回　　答
２７７　中高層集合住宅の管理組合・自治会の防災活動計画づくりと災害時の行動マニュアルづくりを支援すること。	①　防災行動マニュアルの作成については，平成２９年度末までに全自主防災会において必要な全てのマニュアルの策定完了を目指し，消防職員による策定支援を進めることに加えて，本市では，地域の実情に応じて世帯数の多い集合住宅などは，一つの自主防災部（おおむね町内会単位）として，防災指導を行っており，自主防災部の防災行動マニュアルの作成についても支援してまいります。 ②　震災，水災及び土砂災害時に市民が防災行動マニュアルに基づいた適切な行動がとれるよう，避難行動等について具体的に記載できる共同住宅用のポスターを新たに作成し，周知してまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・我が家の防災行動シール　９，０００千円【新規】

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２７８

要　望　内　容	回　　答
２７８　新「耐震改修促進計画」の平成３２年９０％，平成３７年９５％の耐震化率目標を必ず達成すること。京都型耐震リフォーム支援事業を使いやすくするために工事費の補助額を増額し，メニューごとの上限額を引き上げること。木造住宅及び京町家の耐震改修支援事業について予算の拡充をはかること。また，病院や福祉施設，賃貸共同住宅など特定建築物の耐震化施策の充実を図ること。	①　住宅・建築物の耐震化については，平成２８年３月に策定した「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～」に基づき，公民が一体となって住宅・建築物の耐震化に取り組んでいるところです。 ②　木造住宅及び京町家の耐震化支援については，平成２９年度も引き続き，耐震診断の無料化や，密集市街地において防火対策と併せて耐震改修を行う場合の補助金上乗せの取組を実施するとともに，「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」を核にしながら，身近な「まちの匠」と自主防災組織等とが連携してまちの耐震化に取り組む地区を拡大させてまいります。 ③　特定建築物の耐震化支援については，耐震診断が義務化された大規模建築物や病院，避難所，修学旅行生が利用するホテル・旅館等の防災上重要な建築物，また，防災上重要性の高い道路（緊急輸送道路，重要路線，避難路）沿道の建築物の耐震化の促進へ向けて，支援制度の運用及び普及啓発を継続して実施してまいります。 ④　さらに，京都市建築物耐震改修促進計画において指定する重要な拠点施設等を結ぶ道路の沿道に位置し，地震により倒壊した場合に道路の通行を妨げるおそれがある建築物については，災害時の初動における緊急車両等の通行を確保するため，耐震診断の実施が義務付けられることから，府との連携の下，耐震診断に要する費用を助成する制度を平成２９年度に創設することとしており，当該建築物の耐震化を促進してまいります。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２７８

要　望　内　容	回　　答
	（平成２９年度予算額） ・住宅の耐震化対策　４４８，４２３千円 ・分譲マンションの耐震化対策　４，０００千円，債務負担 ・特定既存耐震不適格建築物の耐震化対策　１３，０００千円，債務負担 ・既存耐震不適格建築物の緊急耐震化対策　５６，４５４千円，債務負担 ・修学旅行生が利用するホテル，旅館の耐震化対策　２９，０００千円，債務負担 ・要安全確認計画記載建築物（指定道路沿道）耐震化対策 ２７，５００千円【新規】

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２７９

要　望　内　容	回　　答
２７９　マンションの耐震改修支援事業について，制度の周知や補助制度の抜本的改善を図り，助成件数を引き上げること。	①　分譲マンションの耐震化を促進するため，本市では，耐震診断，耐震改修計画作成及び耐震改修工事に対する補助制度を実施しております。平成２６年度からは，更に使いやすい制度とするため，耐震化の優先度の高いピロティ階のみの耐震改修工事を補助対象とするなど，制度の充実を図ってまいりました。 ②　また，これらの補助制度をより多く利用いただくため，対象となる分譲マンションの管理組合や，関連業界団体に対する啓発活動に取り組んでおります。 ③　引き続き，関係部局が連携を図りながら，普及啓発を進め，分譲マンションの更なる耐震化の促進に取り組んでまいります。 （平成２９年度予算額） ・分譲マンションの耐震化対策　４，０００千円，債務負担

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２８０

要　望　内　容	回　　答
２８０　耐震化の必要な「都市防災上重要な橋梁」９２橋の内，第２次プログラムの耐震改修計画になる３０橋については，早急に改修計画を具体化し改修すること。京都市域の「都市防災上重要な橋梁」以外の橋梁及び国の管理する橋梁についても，国・府と連携し，耐震化と必要な老朽対策を早急に進めること。	①　阪神・淡路大震災を契機に，平成７年度から緊急輸送道路上の１５ｍ以上の橋りょう及び跨線・跨道橋９２橋を都市防災上重要な橋りょうと位置付け，耐震補強工事を実施し，平成２３年度末までに４０橋が完了しております。 ②　残る５２橋のうち，他都市からの支援ルートとなる道路や市内幹線道路上の橋りょうなど２２橋については，平成２３年１２月に策定した「いのちを守る　橋りょう健全化プログラム」（第１期プログラム）に基づき，優先して耐震補強を進めているところです。 ③　第２期プログラム（平成２９年度～平成３３年度）においても，引き続き取組を進めてまいります。 ④　また，第２期プログラムの老朽化修繕については，早急に修繕を行う必要がある橋りょうのうち，損傷が特に大きい橋りょうなどを進めてまいります。 ⑤　国管理の橋りょうについては，国に対し，必要な対策（耐震補強・老朽化修繕）を講じるよう求めております。 **（平成２９年度予算額）** ・耐震補強，老朽化修繕　２，６９５，１１６千円【充実】 **（経過・これまでの取組等）** 平成２３年１２月　「いのちを守る　橋りょう健全化プログラム」の策定 平成２４年度～　「いのちを守る　橋りょう健全化プログラム」第１期プログラムの推進（平成２８年度まで）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２８１

要　望　内　容	回　　答
２８１　吊り天井について，既存建築物については定期報告による点検にとどまらず，京都市の立入検査も行い，早急に落下防止対策を指導し，改善すること。	①　吊り天井については，定期報告の際に，現行基準に基づく状況把握や指導を行うとともに，事故防止に係る周知啓発を行っているところです。 ②　引き続き，定期報告制度を中心に状況把握と指導を進めるとともに，査察も含め，必要に応じて指導してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２８２

要　望　内　容	回　　答
２８２　国の「液状化危険地域対策技術指針」に基づき，京都市独自の対策指導基準を作成し，地域実態調査に基づく液状化危険地域対策を早期に行うこと。	①　本市の液状化対策については，「国や大学等の研究機関による調査研究の成果を積極的に活用し，土木施設や建築物，ライフライン等の地下埋設管に対して液状化対策を可能な限り実施」するという基本方針（京都市地域防災計画）の下，取組を進めています。また，東日本大震災後設置された「京都市防災対策総点検委員会」最終報告においても，「本市域で液状化の危険度の高い地域等の調査・分析等の推進」，「ライフライン対策などの効果的施策の検討・推進」について取り組むよう提言を受けており，これらにあっても同様に取組を進めています。 ②　本市の液状化の危険度の高い地域等については，「京都市第３次地震被害想定（平成１５年１０月策定）」において，京滋の８つの活断層による内陸型地震や南海トラフ地震（当時は東南海・南海地震を想定）が発生した場合における京都市域の液状化危険度を一定の手法に基づき判定し，策定した９つの地震ごとの「液状化危険度分布図（市全域図）」を本市ホームページにおいて公開し，市民，建設事業者等に周知を図っています。 ③　都市計画法に基づく開発許可制度においては，現在，国において液状化に関する明確な許可基準等が示されていませんが，開発（予定）箇所が「液状化危険度分布図」等で示されている液状化のおそれのある箇所である場合は，窓口での相談時等に，啓発文書により，液状化対策について検討するよう指導に努めております。 　また，ライフライン対策などの効果的施策の検討・推進については，京都ＢＣＰ推進会議（京都府）に参画し，府内ライフライン事業者と共に，効果的施策の検討，推進を図っております。 **（経過・これまでの取組等）** 平成１５年１０月　　京都市第３次地震被害想定の策定 　　（液状化危険度分布図（市全域図）を策定） 平成２３年１２月　　京都市防災対策総点検委員会の最終報告

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２８３

要　望　内　容	回　　答
２８３　大規模盛土による開発地域など，宅地の地すべり危険地域マップに基づき，国・府とも連携し，一層対策を強化すること。	①　宅地の地すべり危険地域対策については，大規模盛土造成地対策として，第一次調査（盛土の位置及び箇所数を把握するための調査）の結果を踏まえ，大規模盛土造成地マップ及び解説リーフレットを作成・公表し，市民への周知に努めているところです。 ②　平成２５年度からは，第二次調査（現地調査・安定計算等）の実施計画及び想定される対策工事について検討を進め，並行して，第二次調査の実施に必要となる住民との合意形成手法について課題整理を行ってまいりました。 ③　平成２８年度からは，第二次調査実施計画で第二次調査の必要性が高いと位置付けた大規模盛土造成地について，優先的に第二次調査に着手しています。 ④　引き続き，第二次調査に取り組むとともに，京都府とも連携しながら，国に対して事業実施に係る統一基準の策定を求めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・大規模盛土造成地調査　２４，３５７千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成２４年３月　大規模盛土造成地第一次調査に着手 平成２５年１月　調査結果を大規模盛土造成地マップとして公表 　　解説リーフレットの配布 平成２６年７月　第二次調査実施計画の策定及び住民との合意形成に係る課題整理 平成２７年度　　第二次調査の課題解決策について事例研究 平成２８年度　　大規模盛土造成地第二次調査に着手

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２８４

要　望　内　容	回　　答
２８４　引き続き，災害時に備えて，防災機能と設備を持った公園を増やすこと。既存の公園の防災機能を強化すること。	①　新設公園の整備や既存公園を再整備する際には，地域からの要望を踏まえ，かまどベンチ，防災ベンチ，マンホールトイレ等の防災設備を必要に応じて整備するなど，災害時の避難場所として活用できるように防災機能の強化を図っているところです。引き続き，災害時に備えて防災機能の強化に努めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・公園施設整備　２４０，６６８千円 **（経過・これまでの取組等）** ＜平成１８年度以降に防災設備を整備した公園（平成２７年度末まで）＞ かまどベンチ　　４９公園（５７基） 防災ベンチ　　７公園（１２基） マンホールトイレ　２４公園（８７基）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２８５

要　望　内　容	回　　答
２８５　元小・中学校の耐震化を早急に実施すること。統合対象校についても耐震化を実施すること。非構造部材の総点検については早期に完了し，対策を講じること。	①　学校統合等に伴う閉校施設の耐震化については，平成２５年度までに実施している耐震診断の結果や学校跡地活用の進捗状況等を踏まえ，必要な対応を検討し，実施してまいります。 ②　学校施設の天井や壁，照明器具などの非構造部材の耐震化については，教職員による日常的な点検や専門家による法定点検の結果を踏まえ，つり天井については改築を予定している２校を除いて平成２７年度中に対策を完了（２校については，平成２８年度に必要な対策を実施済。）するなど耐震化を図っており，今後とも，必要度・緊急度に応じて，計画的に取り組んでまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・閉校施設の耐震化推進事業　　８５，７００千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成２５年度　元立誠小・元有隣小・元安寧小の体育館・講堂に係る耐震補強設計を実施 平成２６年度　活用の見込みがある施設（元春日小・元貞教小）以外の体育館・講堂について，非構造部材の専門家による点検を実施 元聚楽小（全棟）の耐震改修工事完了 平成２７年度　元堰源小（体育館），元有隣小（体育館）について，耐震補強工事を実施 平成２８年度　元有隣小（校舎）について，耐震補強工事を実施 元生祥幼の園舎（木造）に係る耐震補強設計を実施

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２８６

要　望　内　容	回　　答
２８６　地下街，地下鉄および地下鉄駅への浸水対策を，全庁的体制で行うこと。	①　地下街等の地下施設の浸水対策については，副市長を本部長とする京都市「雨に強いまちづくり」推進本部において，「雨に強いまちづくり」推進行動計画を平成２７年３月に作成し，ハード対策として，雨水幹線等の整備を進めることにより浸水安全度の向上を図るとともに，ソフト対策として，地下施設の管理者による浸水防止計画の策定や地下施設管理者等の連携による浸水時避難誘導訓練の実施などを支援しており，引き続きハード・ソフトの両面から全庁的な取組を進めてまいります。 ②　地下鉄における浸水対策については，ハード面では，出入口を前面の歩道より高くするとともに，全駅に土のうを配備しております。加えて，これまでから，１００年に１回程度の大雨を想定して国や府が策定した「浸水想定区域図」をもとに，浸水時に浸水が５０ｃｍ以上となる又は地形上浸水が深くなると想定された５駅１４箇所の出入口及び鴨川に近接している三条京阪駅の出入口２箇所に止水板を設置しております。 ③　また，ソフト面では，「大雨・洪水警報発表時の取扱い」などのマニュアルを定めるとともに，駅職員が適切に対応できるよう，土のうの取扱訓練などを実施しております。 ④　さらに，ゲリラ豪雨など，昨今の想定を超えた災害の発生を踏まえ，これまでの被害想定を見直し，現地点での最大規模の被害を想定して策定されている「京都市防災マップ」において，浸水想定が５０ｃｍ以上とされている区域にある出入口や，過去の履歴から内水氾濫の危険性のある出入口１２駅３１箇所について，平成２８年度から３１年度までの４年間で止水板の新設又は補強を計画的に行い，浸水対策の強化を図ることとしており，平成２９年度は，東野駅及び京都市役所前駅の２駅３箇所の出入口に設置してまいります。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２８６

要　望　内　容	回　　答
	（平成２９年度予算額） ・駅出入口浸水対策工事　　３３，１４１千円 ・公共下水道建設事業（浸水対策）　４，５４１，０００千円【充実】 **（経過・これまでの取組等）** ・駅出入口浸水対策工事 　平成２８年度　二条城前駅など６駅１１箇所（予定）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２８７

要　望　内　容	回　　答
２８７　災害時におけるボランティア募集・受入にあたっては，登録ボランティアに加えて，個人の市民ボランティアについても受け入れるよう体制を改善すること。	①　災害時におけるボランティアの募集及び受入れについては，各区で具体的な被害状況の詳細とボランティアの必要性を把握したうえで，ボランティアを募集する必要がある場合に，区長が区社会福祉協議会会長に区災害ボランティアセンター（以下「区災ボラ」という。）の設置を要請し，区災ボラの要請に基づき京都市災害ボランティアセンター（以下「市災ボラ」という。）がボランティアを募集し，区災ボラが受け入れることとしております。 ②　近年，京都市内においても，被害を伴う災害が発生しており，平成２５年９月の台風１８号や平成２６年８月豪雨発生時には，各区社会福祉協議会に市災ボラのブランチ（支部）を設置して，ボランティアによる支援活動を展開するとともに，特に被害の大きかった右京区京北地域において，学区社会福祉協議会等のボランティアのほか，一般募集による個人の市民ボランティア等により支援活動を行いました。 ③　また，平成２８年４月の熊本地震では，４月末から３回にわたり，個人の市民ボランティアを募集して被災地へ派遣し，被災者宅の後片付け等のボランティア活動を行うなど，常設の災ボラとして，京都市外の被災地においても積極的に活動を展開しております。 ④　今後とも，これまでの経験を生かし，災害発生時にボランティア活動が円滑かつ効率的に展開できるよう，引き続き，市・区災ボラの連携による区災ボラ設置・運営訓練の実施や市・区災ボラの認知度を高める取組を行うとともに，個人の市民ボランティアを多く募集する必要があると考えられる大規模災害等も十分視野に入れ，今後の取組を進めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・京都市災害ボランティアセンター運営　２，０００千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２８８

要　望　内　容	回　　答
◆安心して住み続けられるまちづくりを ２８８　空き家対策計画の策定については以下の内容をいれること ・老朽危険家屋等による住環境阻害への対策を強めること。 ・危険家屋の解体補助制度は，予算と体制を増やして対応すること。 ・空き家を活用した市営住宅を整備し，低所得者の住宅を確保すること。 ・所有者による借家の再生を支援すること。	①　本市では，平成２６年４月に施行した「京都市空き家等の活用，適正管理等に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき，官民連携による総合的なコンサルティング体制の整備，地域の居場所や芸術家の住まい・制作場所等のまち再生や地域活性化に資する空き家の活用の促進，さらには，空き家の適正な管理，跡地の活用といった総合的な空き家対策を，京町家保全・活用事業及び密集市街地・細街路対策と連携させながら推進しております。 ②　平成２８年度は，新たに，「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）を踏まえ，学識者や専門家，事業者，地域の代表者に参画していただいている「京都市空き家等対策協議会」で議論を行い，「京都市空き家等対策計画」（以下「計画」という。）の策定に取り組んでおります。 ③　計画においては， ・生活環境等に悪影響を生じさせる管理不全空き家に対する指導等の強化・迅速化 ・密集市街地・細街路の老朽木造建築物の除却費用を補助する「老朽木造建築物除却事業」の推進 ・国における空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度の創設に向けた検討状況も勘案した，信用力のある主体による活用希望者と所有者とをマッチングする仕組みの検討 ・「移住・住みかえ支援機構」の「マイホーム借上げ制度」等と連携した空き家の活用促進など，個人住宅の賃貸活用等の推進 といった施策を実施していくことを素案に掲げ，平成２８年１２月から平成２９年１月に市民意見募集を実施したところです。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２８８

要　望　内　容	回　　答
	④　平成２９年度は，これまでの取組を着実に推進するとともに，新たに，民間事業者と連携した管理不全空き家に係る所有者の効率的な異動状況調査及び現況調査を実施するほか，地域主体の空き家対策に取り組む地域の拡大，管理不全空き家に係る指導等の強化・迅速化を図るなど，総合的な空き家対策を一層推進してまいります。 （平成２９年度予算額） ・空き家対策推進事業　　１５６，３１６千円【充実】 ＜内訳＞ 空き家に関する普及・啓発 総合的なコンサルティング体制の整備 地域連携型空き家対策促進事業 空き家活用促進のための支援事業 （空き家活用・流通支援等補助金，移住・住みかえ支援機構（ＪＴＩ）の「マイホーム借上げ制度」等と連携した活用促進等） 法・条例に基づく指導・勧告・命令等の適正管理対策 ・歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進 ７２，７７０千円【充実】 （経過・これまでの取組等） ＜空き家対策の推進＞ 平成２５年　７月　「総合的な空き家対策の取組方針」の策定 平成２６年　４月　区役所に通報窓口を設置 地域の空き家相談員の登録開始 ６月　空き家活用・流通支援等補助金の創設 ７月　京都市「空き家活用×まちづくり」モデル・プロジェクト補助金の創設 ９月　専門家派遣制度の実施 平成２７年　４月　代執行による管理不全空き家の除却の実施 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２８８

要　望　内　容	回　　答
	平成２８年　４月　固定資産税納税通知に併せた空き家に係るチラシの送付 ７月　京都市空き家等対策協議会の設置 ８月　マイホーム借上げ制度及びおまかせ借上げ制度活用促進補助金の創設 ＜条例に関する取組＞ 平成２６年　４月　「京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例」を施行 平成２７年１２月　「京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例」を改正

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２８９

要　望　内　容	回　　答
２８９　市営住宅の新規建設を行うこと。改良住宅については市営住宅と同じ位置づけで住戸数を減らすことなく，一般公募をすすめること。空き家整備をすすめ，公募戸数を増やすこと。単身者用住戸の拡充，シェアハウスの利用など，公募対象を柔軟に決定すること。	①　市営住宅については，「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき，新規建設は行わず，長く有効に活用するための既存住棟の適切な維持管理，改善及び建替えを進めてまいります。 ②　改良住宅で発生した空き家については，地域コミュニティの活性化を進め，併せて，ストックとしての有効活用を図るため，適宜，一般公募を実施しております ③　市営住宅の空き家整備については，迅速かつ効率的に進めており，今後とも公募戸数の確保に努めてまいります。 ④　単身者向け住宅の公募については，高い応募倍率が続く状況を踏まえ，単身者向けに建設した住戸に加え，小規模な世帯向け住戸も単身者向けに提供しており，引き続き，応募者のニーズに応じた公募に努めてまいります。 （平成２８年度１１月補正予算額） ・市営住宅改善事業　　１８１，０００千円 ・市営住宅管理運営　　８５４，０００千円 （平成２９年度予算額） ・市営住宅改善事業　２，１６７，２３６千円 ・市営住宅管理運営　３，６９０，１６０千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２９０

要　望　内　容	回　　答
２９０　八条団地等の団地再生事業は，ＰＦＩ事業ではなく，市の責任で進めること。	①　八条市営住宅団地再生事業は，八条市営住宅団地再生事業検討委員会に諮問し，議論いただいており，平成２８年１２月２６日の検討委員会において，事業手法について結論をいただいたところです。 　今後，委員会での結論を踏まえながら，事業手法を含め，本市の責任において決定するとともに，着実に事業を進めてまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２９１

要　望　内　容	回　　答
２９１　市営住宅入居資格の収入基準を引き上げ，募集対象を拡大すること。	①　市営住宅における入居収入基準額については，京都市住宅審議会から，「最低居住水準の住宅を確保することが困難な収入の上限額」として答申を受けた収入基準額に基づき，京都市市営住宅条例において定めており，入居収入基準額の引き上げは，現時点では考えておりません。 **（経過・これまでの取組等）** 平成２４年　４月　公営住宅法の一部改正（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第３７号）の施行） （事業主体が条例で入居収入基準額を制定することとなった。） 平成２４年　５月　京都市住宅審議会に諮問 ８月　京都市住宅審議会からの答申 １０月　京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の公布 平成２５年　４月　改正後の京都市市営住宅条例の施行

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２９２

要　望　内　容	回　　答
２９２　耐用年数をこえた畳及び浴槽など修繕費が高額になる部分については，全額市の負担で改修・取り換えを行うこと。	①　市営住宅の修繕負担区分については，京都市市営住宅条例により，構造上重要な部分や給水施設，排水施設，電気設備などの維持に要する部分は公費負担とし，住宅の使用に伴い傷んだ畳やガラスの取替えなどの修繕については入居者負担としております。なお，平成２５年度から，入居者の負担軽減を図るため，設置後１０年以上経過した風呂釜については，修繕負担区分を公費負担に見直しております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２９３

要　望　内　容	回　　答
２９３　市営住宅の耐震改修，エレベーター設置は「ストック総合活用計画」を前倒ししてでも早急にすすめること。その際，入居者の負担増にならないようにすること。また，高齢者向け住宅の改善を早急にすすめること。	①　耐震改修や高齢者等対応住戸改善，浴室設置，エレベーター設置等の市営住宅の改善事業については，「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき進めてまいります。 ②　また，耐震改修とエレベーター設置等を同時に実施することにより，改善工事に係る入居者の負担軽減に努めております。なお，エレベーター設置等の改善事業を実施した場合には，国の通知で定められた算出方法に基づき，改善工事を実施した市営住宅の家賃が上昇することになります。 ③　高齢者等対応住戸改善についても，高齢者等に適切な住環境を提供していくため，引き続き取組を進めてまいります。 **（平成２８年度１１月補正予算額）** ・市営住宅改善事業　　１８１，０００千円 ・市営住宅管理運営　　８５４，０００千円 **（平成２９年度予算額）** ・市営住宅改善事業　２，１６７，２３６千円 ・市営住宅管理運営　３，６９０，１６０千円 **（経過・これまでの取組等）** ＜団地再生事業／平成２９年度対象事業分＞ 　建替及び集約が必要な住棟を含む団地について，「団地再生計画検討団地」と位置付け，総合的に団地内の各住棟の活用方針を検討して団地再生計画を策定し，事業を推進 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２９３

要　望　内　容	回　　答
	・八条市営住宅 平成２７年　９月～平成２８年　３月　全棟建替事業における民間活力導入可能性調査 平成２８年　６月～平成３０年　３月　全棟建替事業における事業手法の検討等アドバイザリー業務委託 ・楽只市営住宅 平成２６年　７月～平成２７年　６月　耐震改修，エレベーター設置，浴室設置基本設計・実施設計（１１，１２号棟） 平成２６年　８月～平成２７年　３月　更新棟基本計画 平成２７年　７月～平成２８年１０月　更新棟基本設計・実施設計 平成２７年１２月～平成２９年　３月　耐震改修，浴室設置基本設計・実施設計（１３～１５号棟） 平成２８年　６月～平成２９年　５月　耐震改修，エレベーター設置，浴室設置工事（１１，１２号棟） ・崇仁市営住宅 平成２７年　７月～平成２８年　４月　市立芸大移転に伴う更新棟基本計画・基本設計 平成２８年　５月～平成２９年　３月　崇仁南部地区団地再生計画に係る基礎調査及び土地利用計画検討 平成２８年　８月～平成２９年　７月　市立芸大移転に伴う更新棟実施設計 ＜改善事業／平成２９年度対象事業分＞ 　市営住宅ストックを長期間有効に活用するための改善事業を実施。京都市ストック総合活用計画策定時（平成２３年２月）と比較して，現時点で，耐震化率は約５６％から約７３％，エレベーター等設置率は約５１％から約５６％へ向上。 （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２９３

要　望　内　容	回　　答
	・醍醐南市営住宅 平成２５年１２月～平成２６年１０月　耐震改修，エレベーター設置（１～１２号棟）基本設計・実施設計 平成２８年　２月～平成２９年　３月　耐震改修工事，エレベーター設置工事（１０～１２号棟） ・樫原市営住宅 平成２５年１２月～平成２７年　３月　耐震改修，エレベーター設置（１～１３号棟）基本設計・実施設計 平成２８年　１月～平成２８年１０月　耐震改修工事，エレベーター設置工事（３，４号棟）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２９４

要　望　内　容	回　　答
２９４　障害者向け住宅については，市の負担で，障害の状況に対応できる居室や浴室への改善をはかること。	①　本市では，車いすを利用されている方向けの住戸を整備する一方で，その他の住戸に関しては，バリアフリーデザインに関する要綱や法律に定めのある建築設計標準に基づき，標準的なものを整備しており，入居者の身体機能上の制限など個別の実情に合わせたバリアフリー改善の工事については，入居者の負担により実施していただくこととしております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２９５

要　望　内　容	回　　答
２９５　子育て世帯向け・若年層世帯向け住戸数を，市内全域に増やすこと。収入基準を引き上げること。	①　子育て世帯向けの住戸の供給については，「京プラン実施計画　第２ステージ」において，「子育て・若年層世帯に対する住宅支援」として，「子育て世帯向けにリノベーションを行った市営住宅・民間賃貸住宅」を平成３２年度までの５年間で累計４５０戸供給することを目標としており，平成２８年度は，市営住宅５５戸のリノベーションを実施し，平成２９年３月下旬から入居を開始する予定であり，引き続き，目標達成に向けて，取り組んでまいります。 ②　市営住宅の収入基準においては，中学校修了前の子どもがいる世帯を，特に居住の安定を図る必要がある者として，裁量階層に位置づけており，本来の収入基準（月額１５８，０００円）を月額２１４，０００円まで引き上げております。今回，子育て世帯向けにリノベーションを行った住戸の入居対象は，中学校修了前の子どもがいる世帯としており，全ての対象者が裁量階層に該当します。 **（平成２９年度予算額）** ・市営住宅における子育て世帯向けのリノベーション住戸の供給 ４０１，８０８千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成２８年　６月　子育て世帯向けにリノベーションした市営住宅に係る入居制度の導入についてパブリックコメントを実施 ７月　リノベーションに係る設計・施工業務の委託に係るプロポーザルを実施。９月に事業者決定 １１月　子育て世帯向け市営住宅の入居制度の導入（京都市市営住宅条例の改正） １２月　子育て世帯向けリノベーション住宅入居者募集の実施 リノベーション住宅の内覧会を実施（洛西，向島）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２９６

要　望　内　容	回　　答
２９６　洛西・向島でのニュータウン活性化事業は，住民の参加と合意のもとに進めること。人口減少の分析を深めるとともに，利便性の向上やバスの増便，その他の方法により，交通問題の解決と結んで活性化をはかること。	①　洛西・向島の両ニュータウンにおいては，限られた年齢構成の住民が一斉に入居したという事情などによって少子高齢化や人口減少が急激に進行し，活力が低下しており，この状況を打破するためのニュータウンの活性化策を取りまとめるため，平成２８年４月に学識経験者や地域の方々，関係事業者等に参画いただき，「洛西ニュータウンアクションプログラム検討会」及び「向島ニュータウンまちづくりビジョン検討会」を設置しました。 ②　この間，検討会での議論のほか，各テーマ別の「ワーキンググループ」やニュータウン全体を対象とした「タウンミーティング」の開催，「まちづくり通信」の配布・回覧等などにより，地域住民の方にも参画していただきながら検討を進めてきたところであり，平成２８年度中に，両ニュータウンの活性化策である「洛西ニュータウンアクションプログラム」及び「向島ニュータウンまちづくりビジョン」を策定し，これに基づき両ニュータウンの活性化を図ってまいります。 ③　交通利便性の向上については，洛西ニュータウンでは「洛西ニュータウンの活性化につながる新たな公共交通システムの検討」を，また，向島ニュータウンでは「向島ニュータウンの特性と状況を踏まえた交通機能の整備」をそれぞれの活性化策に掲げ，検討していく予定です。 **（平成２９年度予算額）** ・ニュータウンの活性化に係る取組の推進　１４，１００千円【新規】 **（経過・これまでの取組等）** ＜洛西ニュータウンアクションプログラム策定に係る取組＞ 平成２８年度　「洛西ニュータウンアクションプログラム検討会」の開催 （第１回：４月，第２回：７月，第３回：１１月， 第４回：１月）） （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２９６

要　望　内　容	回　　答
	検討会の補助組織である各テーマ別の「ワーキンググループ」開催（延べ２３回開催（平成２９年１月末時点）） 検討状況の周知を図るための「洛西ニュータウンまちづくり通信」の発行（第１号：６月，第２号：７月，第３号：９月，第４号：１２月） ※第４号では意見募集を実施 平成２８年８月　全住民を参加対象とした「洛西ニュータウンアクションプログラムまちづくりトーク」の開催 ＜向島ニュータウンまちづくりビジョン策定に係る取組＞ 平成２８年度　「向島ニュータウンまちづくりビジョン検討会」の開催（第１回：４月，第２回：７月，第３回：１１月，第４回：１月）） 検討会の補助組織である各テーマ別の「ワーキンググループ」開催（延べ３３回開催（平成２９年１月末時点）） 全住民を参加対象とした「向島ニュータウンのこれからを話し合う集い」の開催（第１回：６月，第２回：１０月） 検討状況の周知を図るための「向島ニュータウンまちづくり通信」の発行（第１号：５月，第２号：６月，第３号：８月，第４号：１１月，第５号：１２月） ※第５号では意見募集を実施

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２９７

要　望　内　容	回　　答
２９７　洛西ニュータウンについては，既存鉄道と接続する新たな鉄軌道等の整備で市内中心部へのアクセスをよくすること。ニュータウン内を循環するバスや，近隣地域とをつなぐ巡回バス等を運行すること。	①　平成２１年度策定の「歩くまち・京都」総合交通戦略において，洛西地域のバス利便性向上を先行実施プロジェクトとして位置付けているとおり，平成２０年度から，洛西地域を運行する京阪京都交通，阪急バス，ヤサカバス，市バスのバス事業者４者，ＪＲ西日本，阪急電鉄の鉄道事業者２者に呼び掛け，阪急桂駅における特急電車のダイヤに合わせたバス事業者間でのバスダイヤの調整や，停留所施設の改善などの公共交通の利便性向上に取り組んでまいりました。その結果，洛西地域から阪急桂駅，ＪＲ桂川駅を結ぶバスの運行本数は１日当たり４００本を超えるまでとなっており，平成２７年度の４つのバス事業者の利用者数は，平成２１年度に比べ約５１万人増加しております。 ②　また，平成２６年度からは「京都のまちの活力を高める公共交通検討会議」を開催し，まちの活性化，人口減少・少子高齢化の克服，環境負荷の低減，自動車交通からの転換促進等の視点から，１０年後のあるべき公共交通の姿の実現に向け，取り組むべき施策の洗い出しと具体化の検討を行ったところです。引き続き，「京都のまちの活力を高める公共交通検討会議」で得られた知見をいかし，「歩くまち・京都」推進会議で議論を深めるとともに，洛西地域における地域特性も踏まえつつ，アクセス向上，利便性向上について検討を進めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・「歩くまち・京都」公共交通ネットワークの連携強化　　５，５１６千円 （洛西地域公共交通利用促進向上検討ワーキンググループの運営費を含む） ・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進　　５，０００千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成２６年度～平成２８年度　京都のまちの活力を高める公共交通検討会議の開催

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２９８

要　望　内　容	回　　答
２９８　中層住棟入居者の低層への住み替えについては，新たな敷金・保証人を求めないこと。	①　市営住宅の住宅変更は，従前の住戸を明渡し，新たな住戸に入居していただく制度であり，敷金は住戸ごとに入居の際に負担していただくものであるため，住み替え前の住戸の敷金は精算し，新たな住戸の敷金の納付をお願いしております。 　また，保証人も同様に新たな住戸への入居であることから，再度審査をさせていただいております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	２９９

要　望　内　容	回　　答
２９９　独立行政法人都市再生機構との今出川堀川ＵＲ住宅の土地の貸借契約を更新し，２０２２年以降も継続すること。	①　独立行政法人都市再生機構（以下，「ＵＲ」と言う。）においては，「ＵＲ賃貸住宅ストック再生・再編方針」に基づき，人口減少，少子高齢化や住宅セーフティネットとしての役割に対する要請の高まり等を背景とする社会構造や事業環境の変化に適切に対応するため，住み替えに伴う措置を講じるなど居住者の居住の安定に配慮しつつ，住宅ストックの再生・再編を推進しておられます。 　今出川堀川ＵＲ住宅についても，方針に基づく，住宅ストックの再生・再編の一環として，当該団地の今後について，住民とＵＲとの間で，意見交換が行われていると聞いております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３００

要　望　内　容	回　　答
３００　分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度の助成件数を増やすこと。分譲マンションの消火栓設備や給排水管等の改修に対する助成制度を創設すること。	①　分譲マンション共用部分のバリアフリー化については，管理組合が自発的にバリアフリー改修を行うきっかけとなるよう，これまでの助成事例の情報提供を行うなど，より一層の事業の周知を行うとともに，１件当たりの申請額が上限に満たない場合に，予算の範囲内で弾力的に助成件数を増やすなど，より多くの管理組合が改修を行えるよう努めてまいります。 ②　分譲マンションにおける屋内消火栓設備等の消防用設備や給排水管については，所有者又は使用者で管理いただくことが原則となっているため，厳しい財政事情，また，公平性の観点からもそれらの改修に対する助成制度を創設することは困難と考えています。 　なお，消防用設備の改修の必要性が認められる場合には，他の用途の施設と同様に，改修の必要性などが十分に理解されるよう管理組合等の関係者に対して説明するとともに，関係者の負担により改修されるよう指導を続けてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成　７，０００千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成２２年４月　「分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度」を創設 平成２３年度　予算額を増額（平成２２年度　３，３３３千円／平成２３年度以降　７，０００千円） （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３００

要　望　内　容	回　　答
	＜助成件数＞ 平成２２年度　　４件 平成２３年度　　８件 平成２４年度　１０件 平成２５年度　１０件 平成２６年度　　９件 平成２７年度　　８件 平成２８年度　　８件（１２月末時点）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３０１

要　望　内　容	回　　答
３０１　都市公園の整備目標（１０㎡／人）の達成に向けて，緑化にとどまらず，公有地を活用するなど公園の整備を促進すること。	①　都市公園が少ない地域においては，区画整理事業において公園用地を確保するとともに，公用地の活用などの既存ストックを有効活用する手法について検討してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３０２

要　望　内　容	回　　答
３０２　市民・観光客に親しまれてきた円山公園については，歴史的な風致景観を生かした再整備となるよう市民合意ですすめること。	①　円山公園の再整備については，国指定の名勝であるため，専門家及び有識者からなる「名勝円山公園再整備検討会」において，平成２７年度に策定した「名勝円山公園保存管理計画」に沿った整備内容となるよう議論いただいております。 　また，「京都市円山公園条例」の制定に当たり，市民意見募集を行い，広く市民等から御意見を頂戴したところです。今後も，市民及び観光客が利用しやすい公園となるよう，今後の公園の利活用について，周辺の関係住民等の意見を聴く場を設け，市民の御意見を反映できるよう取り組んでまいります。 （平成２９年度予算額） ・名勝円山公園再整備　１００，６７０千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３０３

要　望　内　容	回　　答
３０３　廃止された仁和公園の代替公園を設置すること。設置にあたっては，住民合意ですすめること。市民の財産である借地公園の維持管理に努めること。	①　仁和公園の代替公園については，地域住民をはじめ，関係者の御意見を十分に伺いながら，慎重に検討を進めてまいります。 ②　借地公園については，公園用地をお貸しいただいている土地所有者の御理解をいただきながら，存続，維持管理に取り組んでまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３０４

要　望　内　容	回　　答
３０４　大宮交通公園のリニューアルについては，大宮交通公園の役割が果たせるよう，市民意見を募集し，計画に反映させること。	①　大宮交通公園については，北消防署の移転を機に，一層使いやすい公園となるよう，整備に当たっては，京都市都市緑化審議会で議論いただいたうえで，市民の御意見等も伺いながら慎重に検討してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３０５

要　望　内　容	回　　答
３０５　梅小路公園内の「緑の館」内のレストランなど，公の施設の運営を委託する場合，委託業者の選定については議会の関与を経るように仕組みを整えること。	①　「緑の館」内のレストランなど，公園内の便益施設を管理する事業者については，公園管理者である市長が施設ごとに公募して選定し，都市公園法に基づいて管理許可を行っております。 ②　議会の議決が必要な契約は，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定められていますが，条例を定めるに当たっては，財産の取得及び処分並びに契約の種類及び金額について政令で定める基準に従うこととされており，委託契約は，この基準に該当しません。 　しかしながら，議会の議決を要しない契約であっても，これまでから，特に重要な契約案件に関しては，適宜，議会へ報告し，説明しております。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３０６

要　望　内　容	回　　答
３０６　公園への自動販売機設置については，電力消費・景観・環境等への配慮から，やめること。	①　都市公園への自動販売機設置は，都市公園の防災機能の向上及び維持管理費用の貴重な財源を確保する取組として実施しております。 ②　自動販売機設置事業者の公募に当たっては，省エネルギー対応といった環境に配慮した機種であることや，景観に配慮したデザインであることを条件としており，今後も都市公園を美しく保つための財源を確保する取組として実施してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３０７

要　望　内　容	回　　答
３０７　公園の定期的な除草など維持管理，街路樹の管理予算を増やすこと。	①　公園の維持管理については，自動販売機設置事業者の公募による使用料等により，街路樹の管理については，沿道の事業者から協賛金を募る等，本市の厳しい財政状況の中，予算の確保を図りながら，取り組んでまいります。 （平成２９年度予算額） ・公園維持管理　　７９６，７７９千円 ・街路樹育成管理　４８２，９８７千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３０８

要　望　内　容	回　　答
３０８　屋外広告物対策については，引き続きていねいに説明を行い，合意と納得を得ること。広告物・看板の付け替え・撤去についての助成制度を創設すること。申請期間を現行の３年から５年に延長するなど，手数料の負担軽減措置を講じること。	①　屋外広告物の規制と指導に当たっては，これまでの取組と同様，市民・事業者に十分な説明と丁寧な助言を行い，理解をいただけるよう，引き続き努めてまいります。 ②　なお，基準に合致する広告物・看板への付け替えに対する新たな助成制度創設や許可申請手数料の負担軽減については，これまで条例に基づき是正いただいた事業者との公平性の観点から困難であると考えております。 **（平成２９年度予算額）** ・広告景観づくり推進事業　２１０，１９７円 **（経過・これまでの取組等）** ＜屋外広告物の取組について＞ 平成　８年度　　屋外広告物等に関する条例の改正 （許可期間を１年から３年に延長） 平成１９年度～　優良屋外広告物補助金制度の創設

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３０９

要　望　内　容	回　　答
３０９　まちづくり条例は，住民の立場に立ったものに見直し，縦覧期間の延長，説明会の周知範囲の拡大，対象となる建築物の規模・種類の拡大などを行うこと。	①　「京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例」については，届出対象となる集客施設である建築物にぱちんこ店等を追加するとともに，本市及び市民の意見を反映させるための手続等を充実させることを目的とした，改正条例を平成２７年４月に施行しました。今後とも，良好なまちづくりの推進を図ってまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３１０

要　望　内　容	回　　答
３１０　住環境を守るために，住宅地に近接するパチンコ店建設を規制すること。	①　ぱちんこ店については，都市計画法による用途地域や風俗営業法による規制などにより立地が一定制限されている中，さらに，ぱちんこ店の立地を規制することは，現行法制度上，非常に難しいため，地区計画による規制などの住民主体の取組に対して，今後も支援を行うとともに，立地可能なエリアにおいても，「京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例」をはじめとする手続きの中で，住民との意見調整を行うよう，引き続き指導を行ってまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３１１

要　望　内　容	回　　答
３１１　イオンモール京都桂川店や高層住宅の開発計画について，周辺の住環境等への影響などを調査し，必要な対策を行うこと。開発事業者に対し，開発負担金を求めること。	①　イオンモール京都桂川開業後，周辺道路の混雑が予想されたため，関係局が連携して，京都府警察や関係する道路管理者と調整し，市内及び向日市，長岡京市において，来・退店車両以外の一般車両を迂回させる広域誘導（交通集中が予想される上久世交差点，中山稲荷線等の通過交通が軽減されるよう，案内看板により迂回経路に誘導）を実施しました。 ②　現在開発が行われている高層住宅は，向日市に位置しているため，向日市の条例に基づき，建築計画の説明，環境配慮，調整・調定等の対応が行われることとなりますが，その状況については情報収集してまいります。 ③　なお，開発負担金については，宅地開発に伴い必要となる施設の整備等に要する費用の一部として，京都市宅地開発要綱において，かつては，計画戸数１戸当たりの負担額を定め，事業者に納入を求めていましたが，市街化区域における公共施設の整備が進展したこと，開発負担金制度の法的根拠が明確ではないこと等を理由に，昭和６３年に廃止しています。 　同要綱においては，一定の要件に該当する場合に，交通施設の整備について，事業者に一定の負担を求める旨の規定もありますが，京都市域に位置する集合住宅については，その要件に該当していません。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３１２

要　望　内　容	回　　答
３１２　京都会館建て替え時に新景観政策の尊重を指摘した建築審査会の附言を真摯に受け止めて，建築物の高さ・容積率などの規制を緩和する地区計画は行わないこと。「山ノ内浄水場跡地活用方針」から，高さ規制緩和を削除すること。	①　地区計画による高度地区の高さ規制の適用除外については，新景観政策の実施時から地区の将来像を踏まえた，きめ細やかな高さ設定を行える仕組みとして組み込んだものです。 ②　今後も，土地利用と景観形成の双方に配慮した新景観政策の考え方や都市計画マスタープランの方針に沿って，必要に応じて地区計画を活用しながら地区の特性に応じた適正な高さや容積率の最高限度の設定を行ってまいります。 ③　山ノ内浄水場跡地については，平成２２年１２月に学識経験者や地元代表者からなる委員会の議論を経て策定した「山ノ内浄水場跡地活用方針」において，本市西部地域はもとより市全体の活性化に資する活用を図ることとしており，この活用方針に基づき「太秦安井山ノ内地区地区計画」を策定しております。 ④　活用方針においては，にぎわいを創出するとともに，緑豊かな潤いのある空間やオープンスペースを確保するため，この地域にふさわしい都市計画条件として，地区計画により，壁面の位置や建ぺい率の制限，建築物の高さの最高限度を見直すこととしており，今後も活用方針に基づき，必要に応じて地区計画の変更を行ってまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３１３

要　望　内　容	回　　答
３１３　アスベスト対策については，解体にあたって周辺住民に周知し，安全対策を講じること。労災認定を抜本的に見直し，建設労働者や「一人親方」も含め，全ての健康被害者を対象にするよう，判決待ちではなく，早急に国に求めること。	①　大気汚染防止法では，建築物の解体等を行う際に，アスベストが含まれているかどうかの事前調査を行い，公衆の見やすい場所に調査結果を掲示すること，届出の対象となるアスベストが使用されている場合には，事前に届出することが義務付けられています。本市では，届出があった除去作業現場への立入調査を行い，事前調査結果の掲示，同法に基づいた作業方法の遵守等を確認するとともに，アスベストの飛散防止について指導を行っているところであり，引き続き，安全対策を講じてまいります。 ②　アスベストの健康被害については，過去も含め石綿の製造等に従事されたことのある従業者等に対する健康診断，健康管理手帳，労災補償等の問い合わせ受付，相談が各労働局等で実施されているほか，平成２２年７月の石綿健康被害救済一部改正により，救済給付の対象となる疾病が拡大されております。今後とも，国の動向を注視してまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３１４

要　望　内　容	回　　答
◆安全安心の消防活動を ３１４　避難所に指定された施設や分団詰所・防災器材格納庫の耐震対策を，財政措置を含め，市の責任において早期に完了すること。	①　京都市建築物耐震改修促進計画の対象となっている市有建築物（市営住宅を除く。）で，避難所を含む防災活動拠点となる施設のうち，耐震改修が必要な建築物の大半は耐震改修等の計画を策定しております。今後も，施設所管局と連携し，これらの計画の実現に取り組み，市有建築物の耐震対策の早期完了に努めてまいります。 ②　避難所に指定されている学校施設についても，学校統合等特別の事情のある学校を除き，平成２３年度までに耐震化を完了しており，閉校施設についても，学校跡地活用の進捗状況等を踏まえつつ，順次，耐震化を進めてまいります。 ③　分団施設の耐震化については，消防団施設の補助金制度を優先的に活用し，早期に全施設の耐震化が完了するよう，消防分団との緊密な連携の下，着実に進めてまいります。また，防災器材格納庫については，耐久性のある物置を配備しております。 **（平成２９年度予算額）** ・閉校施設の耐震化推進事業　　８５，７００千円 ・消防団施設新築等補助金　　２５，０００千円 **（経過・これまでの取組等）** 平成１３年度～平成１７年度 消防団施設の耐震診断を実施。診断の結果，耐震化が必要な施設は，５６施設 平成１８年度　消防団施設の補助金制度を改正し，耐震改修に対する補助を充実 （補助上限額１３０万円→３５０万円，補助率３分の２→５分の４） 平成２８年１２月現在 耐震化が必要な５６施設中，４５施設で耐震化工事を実施

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３１５

要　望　内　容	回　　答
３１５　災害に強いまちづくりをすすめるため，災害時協力井戸，防災器材格納庫，飲料水兼用耐震性貯水槽などを増やすこと。	①　災害時協力井戸は，大規模災害が発生し，水道の給水が停止した場合に，地域住民に生活用水として提供することを目的としており，京都市情報館等を通じて登録の呼び掛けを行い，個人や事業者が所有する井戸を登録いただいております。 　登録いただいた井戸の所有者の方には，玄関等に掲示する「災害時協力井戸」の表示プレートを交付し，地域住民への周知を依頼しております。また，防災ポータルサイト「京都市防災危機管理情報館」では，地図上で井戸のおおまかな位置，学区名や町名等を御覧いただけるようになっております。 ②　自主防災組織用器材の格納庫については，地域での自主的な整備を促すきっかけ作りのために学区に整備したものであり，今後も訓練などで活用し，自主的な整備が進むよう働き掛けてまいります。 ③　飲料水兼用型耐震性貯水槽については各行政区に設置済みであり，現在のところ充足していると考えております。今後も地域の方々に訓練などで使用していただくことにより，災害時の対応力を向上するよう取り組んでまいります。 **（経過・これまでの取組等）** 　平成８年度及び平成９年度の２箇年計画で，当時結成されていた２１９自主防災会に対し器材を整備し，平成１０年度以降に結成された８自主防災会に対しても，同様の整備を実施

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３１６

要　望　内　容	回　　答
３１６　消防職員の削減計画は撤回すること。	①　本市は，市域が広大で，文化財や木造家屋が多いといった都市特性があり，この特性を踏まえた職員配置の経過から，本市の人口当たりの消防職員数が他の政令指定都市と比較して多い状況となっております。 ②　年々増加する救急要請への対応や，近年の集中豪雨など，多様化する災害への対応が必要となる一方，耐火建物の増加や住宅用火災警報器の普及など，火災を初期段階で覚知する頻度が増加していることから，消防戦術の見直しや消防隊等の部隊配置の適正化等に取り組んでいます。 ③　今後も，市民サービスの維持に努めつつ，災害需要の変動も見据えながら，人員配置の効率化に取り組んでまいります。

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３１７

要　望　内　容	回　　答
３１７　消防車両，消防職員，消防団など，装備・人員の両面で増強すること。	①　平成２９年度においては，北消防署室町消防出張所を整備し，新たに救助工作車と小型水槽車を配置するとともに，上京消防署北野消防出張所には，これまでの救助工作車に替えて大型水槽車と小型水槽車を配置することにより，北区及び上京区周辺地域の更なる災害対応力の強化を図ってまいります。 ②　消防団については，「学生消防団活動認証制度」や「消防団協力事業所」の周知等を通じて，学生や事業所従業員の入団を促進するほか，「消防団充実強化実行チーム」による取組等，様々な手法により消防団員の確保を図るとともに，消防団の活動に即した装備の整備にも努めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・室町消防出張所整備　１８６，０００千円 ・消防団管理　２８２，０００千円 ・消防車両整備　３６１，０００千円 ・消防団車両整備　１８，０００千円 **（経過・これまでの取組等）** ＜消防・救急体制＞ 平成２６年　４月　京北消防ヘリポートの運用を開始 １０月　大塚消防出張所に救急隊を新たに配置 平成２７年　６月　新消防指令システム及び高度救急救護車の運用を開始 ９月　水災害対応訓練施設の運用を開始 平成２８年　４月　都市型水害対策車の運用を開始 １０月　四条消防出張所を京都市立病院敷地内（京都市立病院消防出張所）に移転 梅津消防出張所に救急隊を新たに配置 ＜消防団＞ 平成２６年　４月　退職報償金の引上げ（一律５万円増） 消防団充実強化実行チームを結成　（次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３１７

要　望　内　容	回　　答
	平成２６年　６月　全団員へのライフジャケットの配備完了 １０月　消防団フェイスブックを開設 京都市消防団協力事業所表示制度を創設 １１月　第１回京都市消防団フェスタを開催 平成２７年　４月　報酬制度を創設 京都市学生消防団活動認証制度を創設 １１月　第２回京都市消防団フェスタを開催 平成２８年　６月　入札格付において，消防団協力事業所認定者に対して加点する優遇措置を開始 １１月　第３回京都市消防団フェスタを開催

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３１８

要　望　内　容	回　　答
３１８　すべての消防団員に予備の活動服を計画的に支給すること。	①　平成２７年度，予備活動服として１，０００着を各分団に支給するとともに，退団者の活動服を予備活動服として再利用する制度を開始しました。今後も退団者の活動服を再利用することにより，着数の増加を図ってまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・消防団給貸与品費　４８，０００千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３１９

要　望　内　容	回　　答
３１９　消防団員の処遇の改善にいっそう努めること。団の運営費を増額すること。また，水防団員の処遇改善をすすめること。	①　消防団員の処遇については，平成２６年度の退職報償金引上げ，平成２７年度の報酬制度創設により改善を図ってきており，団運営費についても，平成２７年度に増額しました。今後も，退職報償金，報酬，団運営費の確保に努めてまいります。 ②　水防団については，本市では，近隣市町と一部事務組合を設立し，水防事業を実施しております。水防団員の出動手当の引上げ等の処遇改善については，経済動向等を勘案し，検討してまいります。また，水防団員が水防活動に従事する際に必要な物資について，救命胴衣を全団員へ配備するとともに，平成２６年度以降，毎年各水防組合に雨衣を配布しており，引き続き，活動環境の充実に努めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・消防団管理　　２８２，０００千円 ・消防団員報酬　　１７０，０００千円 ・消防団員手当　　１６２，０００千円 ・消防団運営　　４２，０００千円 ・水防事務組合負担金　１３，７９７千円 **（経過・これまでの取組等）** ＜消防団＞ 平成２６年　４月　退職報償金の引上げ（一律５万円増） 平成２７年　４月　報酬制度の創設 災害出動手当の引上げ（活動５時間以上は７，０００円） 団運営費の増額（各本部５万円増，各分団１万円増） ＜水防事務組合＞ 平成２５年度　救命胴衣の全団員への配備完了 平成２６年度　各水防組合に雨衣上下２２着ずつ配布 （澱川右岸水防事務組合，桂川・小畑川水防事務組合） （次ページに続く）

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３１９

要　望　内　容	回　　答
	平成２７年度　各水防組合に雨衣上下２２着ずつ配布 （澱川右岸水防事務組合，桂川・小畑川水防事務組合） 平成２８年度　各水防組合に雨衣上下２０着ずつ配布 （澱川右岸水防事務組合，桂川・小畑川水防事務組合） 澱川右岸水防事務組合，桂川・小畑川水防事務組合においては，毎年３月に水防定例会（予算議会），５月に合同水防訓練，７月に水防協議会，１１月に水防定例会（決算議会）及び水防研修会を実施

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３２０

要　望　内　容	回　　答
３２０　消防署，消防出張所の移転・整備に際しては，消防力の後退をまねかないこと。住民への説明を丁寧に行い，合意と納得を得ること。大宮消防出張所は廃止しないこと。	①　消防署，消防出張所の移転・整備に際しては，当該地域の特性・実状を把握し，より災害対応を強固なものとするために，消防隊等の部隊配置を見直すとともに，新たな消防戦術の導入等により消防力の維持・向上に努めてまいります。 ②　住民への説明については，地元自治連合会等のご意見も頂戴しながら，様々な機会において，丁寧な説明を行ってまいります。 ③　大宮消防出張所周辺地域の消防力については，同出張所に隣接する北消防署室町消防出張所を建替え整備するとともに，新たに救助工作車と小型水槽車を配置し，また，上京消防署北野消防出張所に大型水槽車と小型水槽車を配置すること等により，消防力の維持・向上を図ってまいります。 　大宮消防出張所の廃止については，２８年２月市会の付帯決議を踏まえ，廃止について地元へ十分な説明を行っております。 **（平成２９年度予算額）** ・室町消防出張所整備　１８６，０００千円

平成２９年度予算要望に対する回答	NO.	３２１

要　望　内　容	回　　答
３２１　自主防災会への補助金を増額すること。	①　自主防災組織活動助成金については，地域住民の防火防災に関する連帯感の高揚及び平常時における自主防災組織の活動促進を目的に，年間５万円を上限として，防災訓練に必要な物品の購入や，防災知識の普及啓発などに活用いただいております。また，公設消防隊の到着に時間を要する北部等山間地域の自主防災会に対しては，初期消火活動に必要な器材の整備に助成金を交付しております。（１箇所につき１／２以内，上限４万円） ②　自主防災組織の活動に対しては，助成金の交付のほか，標旗や防災器材等の交付，訓練指導や研修の実施，防災行動マニュアル策定の推進などの支援を実施しており，いざというときに活動できる人づくり，組織づくりに引き続き努めてまいります。 **（平成２９年度予算額）** ・自主防災組織の災害対応力の充実　１８，０００千円 **（経過・これまでの取組等）** 昭和６２年度　活動助成金交付事業開始（１自主防災会当たり３万円） 平成　８年度　活動助成金交付増額（３万円→５万円） 平成８・９年度　自主防災用器材の緊急整備事業（各自主防災会に１セット） 平成１０年度　自主防災リーダー養成事業開始 平成１２年度　身近な地域の市民防災行動計画づくり開始 平成１５年度　「自主防災活動ファイル」配布 平成１９年度　住宅用火災警報器設置促進活動助成金 （１自主防災会当たり２万円（～平成２２年）） 平成２０年度　北部等山間地域自主防災組織消火活動器材整備助成事業開始 平成２３年度　地域の集合場所明示シール全戸配布 平成２４年度　自主防災トップリーダー養成研修（自主防災上級研修）開始 平成２７年度　防災行動マニュアル策定のためのガイドライン配布 防災行動マニュアル策定指導開始